# 日光市森林整備計画 

計画期間 $\left[\begin{array}{llll}\text { 自 } & \text { 令和 } 6(2024) \text { 年 } & \text { 4月 } & 1 \text { 日 } \\ \text { 至 } & \text { 令和16（2034）年 } & \text { 3月31日 }\end{array}\right]$

樹立年月日
令和 6（2024）年 3月25日

## 栃 木 県 <br> 日 光 市

## 日光市位置図



## 目 次

## I 伐採，造林，間伐，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

－ 11 森林整備の現状と課題
2 森林整備の基本方針
3 森林施業の合理化に関する基本方針

## II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
4
1 樹種別の立木の標準伐期齢
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項
1 人工造林に関する事項
2 天然更新に関する事項
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
2 保育の種類別の標準的な方法
3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行ら森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
4 森林経営管理制度の活用に関する事項
5 その他必要な事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 ..... 22
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
3 作業路網の整備に関する事項
4 その他必要な事項
第8 その他必要な事項 ..... 24
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
4 その他
III 森林の保護に関する事項
第1 鳥獣害の防止に関する事項 ..... 261 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法2 その他必要な事項
第2 森林病害虫の駆除及び予防，火災の予防その他森林の保護に関する事項 ..... 27
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
3 林野火災の予防の方法
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
5 その他必要な事項
IV 森林の保健機能の増進に関する事項 ..... 29
1 保健機能森林の区域
2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
4 その他必要な事項
V その他森林の整備のために必要な事項 ..... 30
1 森林経営計画の作成に関する事項
2 生活環境の整備に関する事項
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
4 森林の総合利用の推進に関する事項
5 住民参加による森林の整備に関する事項
6 その他必要な事項

【別表1】公益的機能別施業森林の区域
【別表2】公益的機能別施業森林における森林施業の方法
【別表3】特に効率的な施業が可能な森林の区域
【別表4】計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域
【別表5】基幹路網の整備計画
【別表6】鳥獣害防止区域
【別表 7 】路網の整備の状況とその他の実績からみて造林，保育，伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

## 附属資料

1 森林整備計画概要図（その 1 ，その 2 ）
2 公益的機能別施業森林の区域図
3 路網の整備の状況とその他の実績からみて造林，保育，伐採及び木材の搬出を一体として効率的 に行うことができると認められる区域図

## I 伐採，造林，間伐，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題
本市は，栃木県の北西部に位置し，栃木県のほぼ 4 分の 1 に当たる総面積 144 ， 983 ha ，うち林野面積は125， 004 h a で市の総面積の $86.2 \%$ を占めています。林野地種別にみると民有林が 45,110 h a ，国有林が 79 ， 894 h a で，民有林面積のうちスギを中心とした人工林面積は $23,813 \mathrm{~h}$ a で人工林率は $52.8 \%$ となっています。

本市の森林は，水源の涵養•国土保全•生活環境の保全•林産物の生産等の多面的機能を有し，地域住民の生活と深く結びついています。市の南部から南東部にかけては，古くから林業が盛ん で，スギ・ヒノキの人工林が多く「日光の木」の産地である日光林業地域の中核をなしています。 また，日光地区•藤原地区においては保健休養等の機能も高く，毎年多くの観光客を受け入れてい ます。

近年の木材価格の低迷による伐り控え，林業労働力の減少•高齢化等による未整備森林の増加や，森林の持つ公益的機能に対する住民の意識•価値観の変化などに対応することが今後の課題とな っています。

そのため，人工林から生産される木材は，主に一般建築用材に使用されていることから，需要に応じた市場性の高い材の生産に努める必要があります。また，森林の有する公益的機能の増進を図 り，適正な保育•間伐を積極的に推進するとともに長伐期施業を視野に入れた 60 年生程度までの林分における密度管理を適正に実施していく必要があります。そして，伐採時期を迎えた森林資源 を有効活用するため，素材供給量の増大に対応する主伐の促進を進めるとともに，間伐については，伐捨間伐から搬出間伐へのシフトを推進することに重点を置き，これまで伐り捨てられていた間伐木の利用 を促進して素材供給量の増大を図ることとします。

2 森林整備の基本方針
（1）地域の目指すべき森林資源の姿
森林は，水源の涵養，国土の保全及び快適な生活環境の保全等の公益的機能や木材生産等の多面的機能を有しています。この森林の持つ多面的機能を以下の「重視すべき機能」に区分し，そ の機能を総合的かつ高度に発揮できるよう，生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の集中豪雨の増加等の自然環境の変化などの社会情勢にも考慮しつつ，それぞれの区分に応じた望ましい森林資源の姿に誘導することとします。

【重視すべき機能】

| 機 能 | 機能の説明 | 望ましい森林資源の姿 |
| :---: | :---: | :---: |
| 水源 涵 養 機 能 | －水資源を保持し渇水を緩和する とともに洪水流量等を調節する機能 | －下層植生や樹根が発達し，水を蓄える隙間に富んだ浸透•保水能力の高い土壌を有する森林 |
| 山地災害防止機能 ／土壌保全機能 | －自然現象等による土砂崩壊，土砂流出等の山地災害の発生，その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し，土地を保全する機能 | －下層植生が広く表土を覆うとともに，樹根が発達し，土壌を保持する能力に優れた森林 <br> －必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林 |
| 快適環境形成機能 | －生活環境の悪化を防止し，快適 な生活環境を保全，形成する機能 | －樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優 れ，汚染物質の吸着能力が高いなど，諸被害に対す る抵抗性が高い森林 |
| 保健・レクリエーション機能 |  | －自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林 |
| 文 化 機 能 | －保健，文化及び教育活動に寄与 する機能及び自然環境を保全，形 | －必要に応じて保健•文化•教育的活動に適した施設 が整備されている森林 |
| 生物多様性保全機能 |  | －原生的な自然環境を構成し，貴重な動植物の生息，生育に適した森林 |
| 木材等生産機能 | －木材等森林で生産される資源を培養する機能 | －木材として利用する上で良好な形質の林木からなり，二酸化炭素の固定能力が高い森林 <br> －林道等の生産基盤が適切に整備されている森林 |

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
（1）で掲げる森林の有する機能について，それぞれの機能の維持増進を図り，望ましい森林資源 の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方とこれらの森林整備を推進していくために必要な造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係る基本的な考え方については以下のとおりと します。また，近年の社会的情勢を踏まえ，花粉発生源対策を促進します。

| 森林の機能 | 整備及び保全の基本方針 |
| :---: | :---: |
| 水源涵美機能 | －良質な水の安定供給を確保する観点から，適切な保育•間伐を促進しつつ，下層植生 や樹木の根を発達させる施業を基本 <br> - 伐採に伴って発生する裸地については，縮小及び分散 <br> - 立地条件等に応じ，天然力も活用した施業の推進 <br> - ダム等の利水施設上流部等において，水源涵養の機能が十全に発揮されるよう，保安林の指定やその適切な管理の推進 |
| 山地災害防止機能 ／土壌保全機能 | －災害に強い国土を形成する観点から，地形，地質等の条件を考慮した上で，林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業の推進 <br> - 立地条件等に応じ，天然力も活用した施業の推進 <br> - 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等では，土砂の流出防備等 の機能が十全に発揮されるよう，保安林の指定やその適切な管理の推進 <br> －渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には，谷止や土留等の施設の設置 |
| 快適環境形成機能 | －地域の快適な生活環境を保全する観点から，風や騒音等の防備や大気の浄化のため に有効な森林の構成の維持を基本 <br> - 樹種の多樣性を増進する施業や適切な保育•間伐等の推進 <br> - 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理の推進 |
| 保健・レ少エーション機能 | －地域に䅐いと学びの場を提供する観点から，立地条件等に応じ広葉樹の導入を図るな どの多様な森林整備の推進 <br> －保健等のための保安林の指定やその適切な管理の推進 |
| 文 化 機 能 | $\cdot \cdot$ 美的景観の維持•形成に配慮した森林整備の推進 <br> －風致の保全のための保安林の指定やその適切な管理の推進 |
| 生物多様性保全機能 | - 野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全の推進 <br> - 原生的な森林生態系，希少な生物が生育•生息する森林などの属地的に機能の発揮 が求められる森林については，生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全 |
| 木材等生産機能 | －木材等の林産物を持続的，安定的かつ効率的に供給する観点から，森林の健全性を確保し，木材需要に応じた樹種，径級の林木を生育させるための適切な造林，保育及び間伐等の推進 <br> －施業の集約化や路絧整備と機械化を通じた効率的な整備の推進 |

3 森林施業の合理化に関する基本方針
日光林業地域の中核である本市では，森林所有者共同の森林施業計画を作成し，森林組合等の事業体に森林管理委託による森林整備が推進されてきました。一方，地形が急峻で路網整備条件に恵 まれないことから，林内路網密度が約 $26 \mathrm{~m} / \mathrm{ha}$ と他地域と比べて低い状態にあります。さらに，近年シカ，クマ等の野生動物による被害が著しく，高齢級林分の皮剥ぎや植付け直後の稚樹の食害が問題となっています。

このような状況から，本市では意欲的な林業事業体等により，積極的な長期受委託契約に基づく森林経営計画作成を促進することとします。

このために，森林総合監理士や施業プランナーによる普及啓発活動を通じた，森林所有者等に対 する施業の長期受委託の働きかけを積極的に行い，面的な施業集約化を推進します。また，そのメ リットを活かした効率的な路網や山土場等の作業ポイントを配置することで，機械化に対応した施業体系を確立し，施業の低コスト化を推進します。

## II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
1 樹種別の立木の標準伐期齢
立木の標準伐期齢は，主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として，森林の有する多面的機能，既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し，次表に示す年齢を標準と します。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

| 地 域 | 樹 種 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | スギ | ヒノキ | アカマツ | カラマツ | 天然生 <br> 針 葉 樹 | $\begin{gathered} \text { 天然生 } \\ \text { 広葉樹用森林 } \end{gathered}$ | ぼら芽による広 葉 樹 |
| 全 域 | 35 | 40 | 30 | 30 | 100 | 100 | 15 |

（注）ア「ぼう芽による広葉樹」には，薪炭材，パルプ用チップ原木，食用きのこ原木等に供さ れるものを含むこととします。
イ 「サワラ」については「スギ」に，「クヌギ」については「ぼう芽による広葉樹」に準 ずることとします。
ウ 制限林の「ぼう芽による広葉樹」については，20年とします。
工 標準伐期齢は，標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが，標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではないものとします。
オ 成長の早いエリートツリーや早生樹においては，標準伐期齢によらず，林業普及指導員又は日光市環境森林課もしくは各行政センター産業建設係とも相談の上，適切な時期に伐採するものとします。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
（1）主伐について
立木の伐採のらち主伐については，更新を伴う伐採であり，その方法は皆伐又は択伐によ るものとします。

なお，主伐に際しては以下の方法に加え，「主伐時における伐採•搬出指針」（令和 3 年 3月16日付け 2 林整整第1 1 5 7 号林野庁長官通知）を踏まえた方法とすることとします
（更新：伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び，立木地となること）
【立木の伐採（主伐）の標準的な方法の区分】

| 区 分 | 内 容 |
| :---: | :---: |
| 皆 伐 | 主伐のらち択伐以外のもの |
| 択 伐 | 主伐のらち，伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって，単木•帯状又は樹群を単位としておおむねね均等な割合で行らもの |

## ア 皆伐

a 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項
気候，地形，土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ，適切な伐採区域 の形状，1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し，伐採面積の規模に応じて，少なくともおおむね 20 ha ごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。
林地の保全，雪崩，落石等の防止，寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要 がある場合には，保護樹帯の設定や伐区の形状に配慮することとします。
b 主伐の林齢
多様な木材需要に安定的に対応できるよう，公益的機能の発揮との調和に配慮し，伐期の多様化を図ることとし，生産目標に応じた林齢で伐採するものとします。

ただし，電線下等の森林において安全管理上の伐採を実施する場合は，伐期齢未満であっ ても主伐を認めることとします。
c 伐採後に天然更新を行う森林
伐採後に天然更新を行ら森林は，天然下種更新及びぼら芽更新が確実な林分とします。なお，更新を確保するため，伐区の形状，母樹の保存等について配慮し，ぼう芽更新の場合は，優良 なぼら芽を発生させるため，11月から3月の間に伐採するものとします。

个 択伐
択伐にあっては，人為と天然力の適切な組み合わせにより，確実に複数の樹冠層を構成する森林として成立し，森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象に，以下の事項について留意の上実施することとします。
a 伐採率
伐採率は，植栽等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制 する観点から適正な林内照度を確保するため，30 \％以下とし，伐採後の造林が人工植栽によ る場合は $40 \%$ 以下とします。また，法令等により制限がある場合はその範囲内で実施するこ ととします。なお，伐採率は材積に係る伐採率とします。
なお，新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は，林業普及指導員又は日光市環境森林課もしくは各行政センター産業建設係と協議の上，適切な伐採率等で実施する ものとします。
b 天然更新
天然更新を前提とする場合は，天然下種更新及びぼら芽更新が確実に図れる林分において行 うこととし，種子の結実状況，天然稚樹の生育状況，母樹の保存等に配慮することとします。

ウ 花粉発生源の対策
花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採•植替え等を促進します。
（2）立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっての留意事項
ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし，皆伐及び択伐の標準的な方法に ついて，立地条件，地域における既往の施業体系，樹種の特性，木材の需要構造，森林の構成等を勘案することとします。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から，野生生物の営巣，餌場，隠れ場として重要な空洞木や枯損木，目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努め ることとします。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から，伐採跡地が連続することのないよう，少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため，あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案 して伐採を行らものとします。特に，伐採後の更新を天然更新による場合には，天然稚樹の生育状況，母樹の保存，種子の結実等に配慮することとします。

オ 林地の保全，雪崩，落石等の防止，風害等の各種被害の防止，風致の維持のため，渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置することとします。

カ 長年放置された荒廃竹林が周辺の森林へ侵入することにより森林の多面的機能の低下が懸念されているため，適正な伐採により周辺森林への拡大の防止に努めることとします。

キ 伐採を行ら際には，森林経営計画及び伐採届出等の区域を越えて伐採（誤伐）しないよう ，あらかじめ伐採する区域の明確化を行うこととします。

3 その他必要な事項
主伐期を迎える人工林について，計画的かつ効率的な伐採を推進することとします。花粉発生源対策の加速化のため，花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採•植替え等を促進し ます。
なお，人工林の生産目標ごとの主伐の時期は，次表を目安として定めるものとします。

## 【人工林の生産目標ごとの主伐の時期】

| 主要樹種 | 生産目標 | 仕立方法 | 期待径級 （cm） | 目安林齢 （年生） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ス ギ | 役物：柱材 | 密仕立て | 24 | 50 |
|  | 一般材 | 中仕立て | 26 | 50 |
|  | 一般材 | 中仕立て | 32 | 60 |
|  | 造作材 | 密仕立て | 36 | 80 |
| ヒノキ | 役物：柱材 | 密仕立て | 24 | 60 |
|  | 一般材 | 中仕立て | 26 | 65 |
|  | 一般材 | 中仕立て | 30 | 75 |
|  | 造作材 | 密仕立て | 30 | 80 |

第2 造林に関する事項
1 人工造林に関する事項
（1）人工造林の対象樹種
適地適木を旨として，立地条件，地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等 を勘案し，人工造林の対象樹種を次表のとおり定めるものとします。さらに，将来の用途拡大を見据え，早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れます。また，苗木の選定については生産性の向上，造林コストの低減のため，成長に優れたエリートツリー等の苗木や花粉発生源対策の加速化を図るため，花粉の少ない苗木の使用を進めます。

## 【人工造林の対象樹種】

| 区 分 | 樹種名（針葉樹） | 樹種名（広葉樹） | 備 考 |
| :---: | :---: | :--- | :--- |
| 人工造林の対象樹種 | スギ，ヒノキ，アカマツ，カラマツ | クヌギ，ケヤキ，コナラ，ブナ， <br> ヤマザクラ，エンジュ，クリ， <br> カエデ，ウルシ |  |

（注）ここに定められた樹種以外の樹種を植栽する場合は，林業普及指導員又は日光市環境森林課も しくは各行政センター産業建設係とも相談の上，郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意し，適切な樹種を選択することとします。
（2）人工造林の標準的な方法
鬼怒川地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）で定める人工造林の標準的な方法 に関する指針に基づき，次の事項を定めるものとします。

ア 人工造林の標準的な方法
森林の確実な更新を図ることを旨として，人工造林の造林樹種について，施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ，主要樹種の植栽本数については，下表の植栽本数を基準として，既往の植栽本数や保安林の指定施業要件，施業体系を勘案して，仕立ての方法別に定めるものとします。

【人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数】

| 樹 種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数（本／h a ） | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| スギ | 密仕立て <br> 中仕立て <br> 疎仕立て | $\begin{array}{lllll} 4, & 0 & 0 & 0 \\ 3, & 0 & 0 & 0 \\ 2, & 0 & 0 & 0 \end{array}$ |  |
| ヒノキ | 密仕立て中仕立て | $\begin{array}{lllll} 4, & 0 & 0 & 0 \\ 3, & 0 & 0 & 0 \end{array}$ |  |

（注）ア 複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間•樹下植栽については，上記の疎仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じ た本数以上を植栽することとします。
イここに定められた樹種及び標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合やエリ ートツリーや大苗を，標準的な植栽本数以外の本数で植栽しようとする場合，早生樹を植栽 しようとする場合は，林業普及指導員又は日光市環境森林課もしくは各行政センター産業建設係とも相談の上，適切な植栽本数を判断することとします。

イ その他人工造林の方法
気象その他の立地条件，既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法，植栽時期，植付けの方法 その他必要な事項について次表のとおり定めるものとします。

【その他人工造林の植栽方法】

| 区 分 | 標 準 的 な 方 法 |
| :---: | :--- |
| 地拵えの方法 | 等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とします。なお，急傾斜地等の崩壊の危 <br> としまする箇所については，生木棚積み地拵えを行い林地の保全に努めるもの |
| 植え付けの方法 | 正方形植えを原則とし，植え付けは普通植栽法とします。㕕苗時間を短縮でき， <br> 植え付けコストの低い「コンテナ苗」の導入を進めるものとします。 |
| 植 栽 の 時 期 | 適期に植え付けるものとします。 |

また，林業の低コスト化と主伐後の再造林の労力軽減に資するため，伐採と造林の一貫作業 システムの導入に努めるものとします。
（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間
森林資源の積極的な造成を図り，林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させ るため，植栽は適地適木を旨として，期間については次表のとおり定めるものとします。

【伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針】

| 区 | 分 | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林 |
| :---: | :---: | :---: |
| 皆 | 伐 | 2 年以内 |
| 択 | 伐 | 5 年以内 |

（注）ア 期間は，伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算します。

2 天然更新に関する事項
（1）天然更新の対象樹種
地域森林計画で定める「造林の標準的な方法に関する指針」に基づき立地条件，周辺環境等 を勘案し，天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種）を次表のとお り定めます。

なお，天然更新については，前生稚樹の生育状況，母樹の存在等森林の現況，気候，地形 ，土壌等の自然条件，林業技術体系等からみて，主として天然力の活用により適確な更新が図 られる森林において行うものとします。

## 【天然更新の対象樹種】

| 天然更新の対象樹種 | $\begin{aligned} & \text { アカマツ, コナラ, クヌギ, クリ, ブナ, } \\ & \text { ミズナラ } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | コナラ，クヌギ，クリ，ブナ，ミズナラ |

ここに定められた樹種以外の樹種による天然更新を行う場合は，林業普及指導員または日光市環境森林課，又は各行政センター産業建設係とも相談の上，行うこととします。
（2）天然更新の標準的な方法
ア 天然更新の標準的な方法
天然更新については，気候，地形，土壌等の自然的条件，林業技術体系等からみて，主と して天然力の活用により適確な更新を図るものとします。

天然更新の対象樹種について，天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を次表のと おり定めます。

【天然更新の対象樹種の期待成立本数】

| 樹 種 | 期待成立本数 | 天然更新すべき立木本数 ※ |
| :---: | :---: | :---: |
| アカマツ，コナラ，クヌ <br> ギ，クリ，ブナ，ミズナラ | 100,000 本／ha | 3,000 本／ha |

※樹高が概ね 50 cm 以上のものに限ります。

また，天然更新補助作業として必要な事項等について次表のとおりとします。
【天然更新補助作業の標準的な方法】


イ その他天然更新の方法
【天然更新の完了基準】
更新完了の確認方法については，概ね 50 cm 以上の樹高となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり，上記「天然更新すべき立木本数」が存在する状態を更新完了の目安とし，確認を行うものとします。

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとします。
（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間
森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として，当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
（1）【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準】
地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づ き，「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 3 65 号林野庁森林整備部計画課長通知）に示すように『現況が針葉樹人工林であり，母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100 m に存在せず，林床にも更新樹種 が存在しない森林』とします。
（2）【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】

| 森 林 の区 域 | 備 考 |
| :---: | :---: |
| 該当無し |  |

ただし，次のような森林については，原則として植栽により確実な更新を図るものとします。
－種子を供給する母樹が存在しない森林
（目安：更新対象地より斜面上方 30 m 以内に広葉樹林が存在しない。）

- 天然稚樹（ぼら芽および保残木を含む）の生育が期待できない森林
- 林床や地表の状況，病虫獣などの被害状況から天然更新が期待できない森林
- 面積の大きな針葉樹林であって，林床に木本類が見られないもののらち，気候，地形，土壌条件，周囲の森林の状況により，皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
－森林の早期回復に対する社会的要請が高い森林

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準については，次のとおり定めます。
（1）造林の対象樹種
ア 人工造林の場合•••1の（1）によるものとします。
イ 天然更新の場合•••2の（1）によるものとします。
（2）生育し得る最大の立木の本数
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は，天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で生育し得る最大の立木の本数によるものとして， 2 の
（2）において記載の「天然更新すべき立木本数」とします。

5 その他必要な事項


スギの苗木が植栽された皆伐地

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
間伐は，森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし
，地域における既往の間伐の方法を勘案して，間伐の回数及びその実施時期，間伐率等について定めるものとします。

| 樹種 | 生産目標 | 仕立•本数 （本） | 間伐を実施すべき標準的な林齢（年） |  |  |  |  |  |  | 主伐目安 <br> （年） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 初回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 | 6回 | 7回 |  |
| スギ | 役物：柱材 | 密•4， 000 | 16 | 22 | 28 | 35 | 43 |  |  | 50 |
|  | 一般材 | 中 $\cdot 3,000$ | 18 | 25 | 33 | 41 |  |  |  | 50 |
|  | 一般材 | 中 $\cdot 3,000$ | 18 | 25 | 33 | 41 | 50 |  |  | 60 |
|  | 造作材 | 密•4， 000 | 16 | 22 | 28 | 35 | 43 | 54 | 66 | 80 |
|  | 一般材 | 疎•2， 000 | 25 | 33 | 41 |  |  |  |  | 50 |
| ヒノキ | 役物：柱材 | 密•4， 000 | 18 | 24 | 30 | 40 | 50 |  |  | 60 |
|  | 一般材 | 中 $\cdot 3,000$ | 20 | 27 | 35 | 45 | 55 |  |  | 65 |
|  | 一般材 | 中 $\cdot 3,000$ | 20 | 27 | 35 | 45 | 55 | 65 |  | 75 |
|  | 造作材 | 密•4， 000 | 18 | 24 | 30 | 42 | 54 | 67 |  | 80 |


| 標 | 準 | 的 | な | 方 | 法 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |

○選木は，主として形質不良木の除去を目的として行うものとしますが，形質の良い木についても立木の適正な配置を考慮し，選定の対象に含めるものとします。
○概ね20～35\％（保育間伐では低率，搬出間伐では高率）とします。なお，材積に係る伐採率 が $35 \%$ 以下，かつ伐採年度の翌年度の初日から起算して 5 年後に樹冠疎密度が 10 分の 8 以上 に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとします。
○平均的な間伐の実施時期の間隔として，標準伐期齢未満の場合を 10 年，標準伐期齢以上の場合 を15年とします。
○間伐により，適度な下層植生を有する林分構造が維持され，樹木の根の発達が促されるように努 めるものとします。
○間伐材の利用価値及び収益性の向上が図れるよう実施区域の集約化に努め，作業コストの低減を図るものとします。

○新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は，林業普及指導員又は日光市環境森林課もしくは各行政センター産業建設係と協議の上，適切な伐採率等で実施するものとします。

| 保育の種類 | 標 準 的 な 方 法 |
| :---: | :---: |
| 下刈り | 実施時期は，1～7年生程度を目安とします。（必要に応じ期間を変更） |
| つる切り | 10 年生前後を目安に，つるの繁茂の状況に応じた回数を適宜実施するものとします。 |
| 除伐 | 下刈り終了後，植栽木以外の樹木が成長し，植栽木の成長を阻害する状況になった場合，実施します。（回数は適宜） <br> ただし，目的外樹種であっても，生育状況や公益的機能の発揮，将来の利用価値を勘案して保存•㕕成するものとします。 |
| 枝打ち | 無節高品質材生産の場合等に必要に応じて実施します。 |

3 その他必要な事項
近年，集中豪雨による山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることから，根系等の発達を促 す間伐等の施業を推進することとします。


適切な保育管理のされた人工林

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
森林の有する公益的機能に応じ，当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 の区域及び当該区域内における施業の方法について，地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ，保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在 ，森林の自然条件及び社会的条件，「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月 18日付け 51 林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分，森林の有する機能に対する地域の要請，既往の森林施業体系，経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案 し，次の（1）及び（2）のとおり定めるものとします。
（1）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
ア 区域の設定
水源かん養保安林や干害防備保安林，ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林，地域の用水源として重要なため池，湧水地，渓流等の周辺に存する森林，水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべ き森林を【別表1】により定めるものとします。

イ 森林施業の方法
森林施業の方法として，下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし，伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。また，当該森林の伐期齢の下限について，樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢とし，以下の伐期齢の下限に従つた森林施業を推進す心゙き森林の区域を【別表2】に定めます。

【伐期の延長を推進すべき森林の樹種別の伐期齢の下限】

| 地 域 | 樹 種 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | スギ | ヒノキ | アカマツ | カラマツ | $\begin{aligned} & \text { 天 然 生 } \\ & \text { 針 葉 樹 } \end{aligned}$ | 天然生広葉樹用材林 | ぼら芽による広 葉 樹 |
| 全 域 | 45 | 50 | 40 | 40 | 110 | 110 | 該当無し |

（2）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能，快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林
ア 区域の設定
次の（1）③）の森林など，土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能，快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 を【別表1】により定めます。
（1）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林，士砂流出防備保安林，なだれ防止保安林，落石防止保安林や ，砂防指定地等周辺，山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命•人家等施設への被害のおそれがある森林，山地災害防止機能の評価区分が高い森林等
（2）快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林風害防備保安林，雪害防備保安林，霧害防備保安林，防火保安林や，国民の日常生活 に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林，風害，霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林，生活環境保全機能の評価区分が高い森林等
（3）保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健保安林，風致保安林，都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区，都市計画法に規定する風致地区，文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林，キャンプ場•森林公園等の施設を伴ら森林などの国民の保健•教育的利用等に適 した森林，史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林，保健文化機能の評価区分が高い森林等

## イ 森林施業の方法

森林施業の方法として，地形•地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業，風や騒音等の防備や大気の浄化 のために有効な森林の構成の維持を図るための施業，憩いと学びの場を提供する観点から の広葉樹の導入を図る施業，美的景観の維持•形成に配慮した施業を推進することとし ます。

このため，次の（1）～③）森林のらち，これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については，択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め ，それ以外の森林については，複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また，適切な伐区の形状•配置等により，伐採後の林分においてこれらの機能の確保がで きる森林は，長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし，主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに，伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

【長伐期施業を推進すべき森林の樹種別の伐期齢の下限】

| 地 域 | 樹 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | ス ギ | ヒノキ | アカマツ | カラマツ | 天然生 <br> 針葉樹 | 天然生 <br> 広葉柎用林林 | ぼう芽による <br> 広 葉 樹 |  |
|  | 56 | 64 | 48 | 48 | 160 | 160 | 該当無し |  |

なお，保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち，特に，地域独自の景観等が求められる森林において，風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には，これを推進することとします。

それぞれの森林の区域については【別表2】により定めます。
（1）地形•傾斜が急な箇所，傾斜の著しい変移点をもつている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水，地中水の集中流下する部分をもつている箇所，地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所，基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所，破砕帯又は断層線上にある箇所，流れ盤となってい る箇所，土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所，土層内に異常な滞水層がある箇所，石礫地から成っている箇所，表土が薄く乾性な土壌か ら成っている箇所等の森林等
（2）都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 ，市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林，気象緩和，騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 湖沼，瀑布，渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林，紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの，ハイキング，キャンプ等の保健•文化•教育的利用の場として特に利用されている森林のうち，保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
（1）区域の設定
林木の生育に適した森林，林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的 な施業が可能な森林，木材等生産機能の評価区分が高い森林で，自然的条件や社会的条件か ら一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について，木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表1】により定めます。

この際，区域内において 1 の機能と重複する場合には，それぞれの機能の発揮に支障がな いように定めます。

また，木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち，林地生産力が高く，傾斜が比較的緩やかで，林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として，【別表 3】により定めるものとします。
（2）森林施業の方法
森林施業の方法として，木材等林産物を持続的，安定的かつ効率的に供給するため，生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに，適切な造林，保育及び間伐等を推進す ることを基本とし，森林施業の集約化，路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

なお，特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち，人工林については，原則として，皆伐後には植栽による更新を行うこととします。

## 3 その他必要な事項

（1）施業実施協定の締結の促進方法
都市住民を中心に，森林づくりに直接参加しようとする気運が近年高まってきています。本市 においては，このような要請に応えるため，ボランティア団体等に森林作業実施場所についての斡旋活動および森林所有者等との施業実施協定の締結促進に積極的に取り組むこととします。
（2）その他
区域内において機能および施業の方法が重複する場合には，制限の強い区分によるものと します。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
県内における50ha以上の大規模林家のらち 2 割は本市に集中していますが，本市の森林所有者の所有規模は，大部分が小規模となっており，これまで森林所有者共同の森林経営計画を作成し，森林組合への委託により森林整備が推進されてきました。

また，路網整備については地形が急峻なことから，経営に熱心な森林所有者の取組に留まっ ており，林内路網密度が約 $26 \mathrm{~m} / \mathrm{ha}$ と他地域と比べて低い状態にあります。

このような状況から，本市では意欲的な林業事業体等による積極的な長期受委託契約に基づ
く森林経営計画の作成を促進し，森林施業の共同化•合理化に努めることとします。
また，森林総合監理士や森林施業プランナーによる普及啓発活動を通じた，森林所有者等に対 する施業の長期受委託の働きかけを積極的に行い，面的な施業集約化を推進するとともに，その メリットを活かした効率的な路網や作業ポイントを配置することで，機械化に対応した施業体系 を確立し，施業の低コスト化を推進します。

その他，県や林業事業体と森林情報の共有を図るとともに，森林の土地の所有者届出制度等の運用による森林所有者情報の精度向上，また，栃木県が整備を進めている航空レーザ計測による森林資源情報の共有を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については，森林所有者等への働きかけ，施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじ めとした普及啓発活動のほか，森林情報の提供及び助言等を推進し，意欲ある森林所有者，森林組合，民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに，林業経営の委託への転換を目指す こととします。その際，長期の施業等の委託が円滑に進むよう，施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

あわせて，今後，間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として，境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
森林の施業又は経営の受託を実施する際には，受託者である森林組合•林業事業体等と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお，森林経営受委託契約においては，森林経営の計画期間内（ 5 力年間）において自ら森林の経営を行うことができるよう，造林，保育及び伐採に必要な育成権と立木の処分権が付与 されるようにすることに加えて，森林経営計画が施業を行う森林のみならず当面施業を必要と しない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほ か，森林経営計画の実行•監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や林産物の販売 に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化するための条件を適切に設定することに留意することとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項
森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には，市が経営管理の委託を受け，林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに，再委託で きない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を進めるものとします。
なお，経営管理権集積計画や経営管理実施権配分計画の作成に当たつては，本計画に定めら れた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとします。

5 その他必要な事項
該当無し

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
1 森林施業の共同化の促進に関する方針
本市における森林所有者の多くは 5 ha未満の小規模所有であり，森林施業を計画的•重点的 に行うため，市，森林組合，森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに，集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い，森林の施業委託を推進する こととします。

特に，本市の林業労働力の担い手である森林組合•林業事業体への施業委託の推進により資本 の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとします。

## 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市では，林家個人で伐採，造林，保育及び間伐等を計画的に実施 し，良質材の生産を目指すことは困難であるため，施業の共同化を助長し，合理的な森林経営を推進する必要があります。

そのため，施業実施協定の締結を促進し，造林，保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託 することにより，計画的な森林施業を図ることとします。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては，地区集会等への参加を呼びかけるととも に，市及び森林組合がダイレクトメール等を利用して，森林管理の重要性を認識させるとともに，林業経営への参画意欲の拡大を図り，施業実施協定への参画を促進することとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
森林所有者等が共同して森林施業を実施する際に，次のことについて留意することに努めることとしま す。

①共同森林施業実施者は，一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道，土場，作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確 にすること。
（2）共同施業実施者は，共同して実施しようとする施業の種類に応じ，労務の分担又は相互提供，林業事業体等への共同による施業委託，種苗その他の共同購入等共同して行う施業 の実施方法をあらかじめ明確にすること。

③ 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより，他 の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがな いよう，あらかじめ，施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にする こと。

## 4 その他必要な事項

森林経営計画の認定請求者は，Vの1の（1）で定められた区域内の森林が効率的かつ一体的に整備されるよう森林の施業及び保護，路網の整備に関して，同一区域内の認定請求者間で相互に連携，協力するものとします。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

| 区分 | 作業システム | 路網密度（m／ha） |  |  | 備 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 基幹路網 | 細部路網 | 合計 |  |
| 緩傾斜地 $\left(0^{\circ} \sim 15^{\circ}\right)$ | 車両系 <br> 作業システム | 35 以上 | 75 以上 | 110 以上 | ○路網密度の水準につ いては，木材搬出予定箇所に適用し，尾根，渓流，天然林等の除地に は適用しないものとし ます。 |
| 中傾斜地 $\left(15^{\circ} \sim 35^{\circ}\right)$ | 車両系 <br> 作業システム | 25 以上 | 60 以上 | 85 以上 |  |
| 急傾斜地$\left(35^{\circ} \sim \quad\right)$ | 車両系作業システム | 20 以上 | $40<30>$ <br> 以上 | $\begin{gathered} 60<50> \\ \text { 以上 } \end{gathered}$ |  |
|  | 架線系作業システム | 5 以上 | － | 5 以上 |  |

（注）ア 個々の施業地における路網密度の目安
イ 「車両系作業システム」とは，林内にワイヤーロープを架設せず，車両系の林業機械に より林内の路網を移動しながら木材を集積，運搬するシステム。フォワーダ等を活用しま す。
ウ 「架線系作業システムとは，林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動 させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用します。
エ 基幹路網とは，「林道」と「林業専用道」の総称
オ 「急傾斜地」の＜＞書きは，広葉樹導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度を示しています。

また，計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を【別表 4】のとおり設定します。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
本市は急傾斜地が多く，地形上の制約から，路網は沢沿いの突っ込み林道とそこから枝状に分岐する森林作業道が主であり，林内路網密度は約 $26 \mathrm{~m} / \mathrm{ha}$ と県平均を下回っています。

路網整備は，低コスト林業経営を展開し，適正かつ計画的な森林施業及び森林管理の確保等 に不可欠であることから，地域林業の中核となる林道のほか，10tトラックの通行も可能な林業専用道，高性能林業機械や急傾斜地における架線系作業システムに対応した森林作業道を効率よく組み合わせた整備を推進します。

また，生物多様性の保全を図るため，自然環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用し整備を行います。なお，本市における路網密度の水準については上記の表のとおりとします。

3 作業路網の整備に関する事項
（1）基幹路網に関する事項
ア 基幹路網の作設に係る留意点
安全の確保，土壌の保全等を図るため，適切な規格•構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知），林業専用道作設指針（平成 22
年 9 月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本として，県が定める林業専用道作設指針に則り開設することとします。
ィ 基幹路網の整備計画
基幹路網の整備計画については，【別表5】のとおり設定します。
ウ 基幹路網の維持管理に関する事項
「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知），「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等 に基づき，管理者を定め，台帳を作成して適切に管理することとします。
（2）細部路網の整備に関する事項
ア 細部路網の作設に係る留意点
継続的な使用に供する森林作業道の開設について，基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格•構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として，県が定める森林作業道作設指針に則 り開設することとします。

1 細部路網の維持管理に関する事項
森林作業道作設指針等に基づき，森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することと します。

4 その他必要な事項該当無し

第8 その他必要な事項
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
新規林業就業者の確保•育成について，幅広い知識•技能を習得した多様な人材の育成に努め るほか，栃木県林業大学校や栃木県林業労働力確保支援センター等と連携し，就業相談会の開催，就業体験等の実施による林業従事者のキャリア形成の支援を図るものとします。

また，本計画に基づく森林経営計画を作成するため，森林の管理•施業提案ができる森林施業 プランナーの育成を推進するとともに事業体の経営基盤や業務執行体制の強化を推進すること とします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項本市における林家の経営規模は零細であり，かつ，林道や作業道等の基盤整備が十分でない ことから機械化の遅れが見られます。

林業従事者の減少及び高齢化が進む中，生産性の向上，労働強度の軽減及び生産コストの低減 を図るためには，林業機械化は必要不可欠であり，地形条件や樹種等に対応した機械の導入は重要な課題となっています。

また，森林資源の循環利用を推進するためには，施業の集約化 とともに路網整備と地域に適した高性能林業機械の組み合わせ による効率的な作業システムを構築し，低コスト林業の確立を図 る必要があります。

高性能林業機械の導入については，各種補助事業等の活用に より積極的に推進してきたところですが，今後も導入促進を継続していくほか，（協）栃木県林業サービスセンターによる共同利用の推進を図ります。

併せて，高性能林業機械等の安全かつ効率的な稼動に必要な


プロセッサによる造材作業専門的な知識，技術を備えたオペレーターの養成に努めます。

また，県と協力して自動化技術等を活用した未来技術と高性能林業機械などの技術を組み合わ せ，生産性を最大化する作業システムを構築し，現場への普及を促進します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

| 作 業 の 種 類 | 現状（参考） | 将 来 |
| :---: | :---: | :---: |
| 伐 採 | チェーンソー | $\begin{gathered} \text { チェーンソー } \\ \text { ハーベスタ } \end{gathered}$ |
| 造 材 | $\begin{gathered} \text { チェーンソー } \\ \text { プロセッサ } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { チェーンソー } \\ \text { プロセッサ } \\ \text { ハーベスタ } \end{gathered}$ |
| 集 材 | 林内作業車小型集材機 フォワーダ グラップル | $\begin{gathered} \text { スイングヤーダ } \\ \text { タワーヤーダ } \\ \text { フォワーダ } \\ \text { グラップル } \end{gathered}$ |

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
木材流通のグローバル化を認識し，木材の主用途である「建築用材」をターゲットに，原木丸太の優良性を基に，特に無垢材を主体に地域材の利用促進を図ります。
そのため，さらなる乾燥材など高品質製品の生産量拡大及び使用する用途（部位）の拡充， すなわち生産品目の多様化に取り組む必要があります。
そこで，建築用材として，製品採用に強い決定権を持つ中間ユーザー（建築・プレカット・設計•流通）やエンドユーザー（消費者）のニーズ「品質性能•価格•供給量」に対応し，乾燥材など高品質製品の生産量拡大及び生産品目の多様化を促進するため，人工乾燥施設や高性能製材施設，仕上加工施設など品質•付加価値•生産効率等を高める施設整備を促進します。

さらに，製材工程で発生した木質バイオマスを燃料とし，人工乾燥施設の熱源（蒸気）に有効活用するため，木質焚きボイラーの導入の促進などにより循環型工場を目指します。

また，装置産業と呼ばれる木材業界（製材工場•集成材工場及びプレカット工場等）におい て，「価格競争力」を左右する設備投資を原料の供給元となる川上と連携のうえ，効果的に推進します。

## 4 その他

（1）地域材の利用促進
地域の林業•木材産業の振興のためには地域材を地元で消費していくことが重要です。そ こで，林業•木材業者等と連携しながら，「栃木県県産木材利用促進条例」に基づく積極的 な木材利用の促進を図り，日光市で産出された木材を「日光の木」としてブランド化するこ とで，認知度向上•販路拡大を目指します。
また，平成25年に策定した「日光市公共建築物等木材利用促進方針」に基づき，公共施設において，積極的に木材•木製品の利用するほか，民間建築物を含めた「建築物全体」に おけるより一層の地域材利用を促進していくこととします。

さらに，持続的な森林の利用を推進するため，環境保全に配慮し，かつ経済的にも持続可能な森林を認証する「森林認証制度」の普及•取得を推進します。
（2）育林コストの低減
林内路網の整備や機械化の促進等に併せて，コンテナ苗の活用により，育林コストの低減に努め るものとします。
（3）山村地域の振興
森林の持つ多面的機能の発揮に対する社会的期待が高まっていることから，それらの機能 を持続的かつ高度に発揮できる森林の造成が重要であり，森林•林業に関わる人々が山村に定住し，林業等に従事できるよう山村の活性化を図る必要があります。
そのため，森林施業の利便性•安全性の向上や集落間の連絡等のための林道整備等，住み よい山村の環境づくりを進めていくこととします。
また，地域資源を活用した新たなビジネスの創出等を通じて，多様な就業機会の確保を図 る等，山村地域の振興を促進していくこととします。

## III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
（1）区域の設定
食害や剥皮被害がある森林又は被害森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある森林につい て，伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な育成を確保するため，シカ及びクマの対象鳥獣別に，鳥獣害防止区域を【別表6】のとおり設定し，森林の有する公益的機能の維持
－増進を図ることとします。
（2）鳥獣害の防止の方法
シカ及びクマによる食害，剥皮被害を防止するため，植栽，間伐等の森林施業に応じた計画的な防鹿筒や防護柵の設置，忌避剤の塗布，テープ巻等による予防対策を促進します。

被害対策としては，植栽後は防鹿筒や防鹿柵の設置及び忌避剤を塗布することとします。また，シカ については，生息密度と被害の相関が高いことから，個体数調整による捕獲を促進していくこととしま す。

2 その他必要な事項該当無し

第2 森林病害虫の駆除及び予防，火災の予防その他森林の保護に関する事項
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
（1）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法
森林病害虫等の対策については，松枯れ，ナラ枯れ等森林病害虫等による被害の未然防止
，早期発見及び早期駆除に努めることとします。
松くい虫による被害対策については，保全すべき松林に区域を絞って，伐倒駆除等の駆除対策，薬剤の地上散布及び樹幹注入の予防対策を適切に組み合わせた防除の推進を図ります。

ナラ枯れ被害については，本市ではまだ確認されていないが，県内で急激な広がりを見せて おり，関係機関等との情報共有を密にし，監視体制の強化を図るとともに，被害発生時の防除実施体制を構築します。

なお，森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については，伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。
（2）その他
森林病害虫等の早期発見，早期防除のため，本市と国，県，森林組合•林業事業体等の関係機関，森林所有者等が連携して対応するのものとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
シカ等の鳥獣による被害の防止対策については，森林被害対策だけでなく，鳥獣保護管理施策や農業被害対策と連携した取組を推進します。

3 林野火災の予防の方法
林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであるため，森林所有者や登山者に対し，煙草やたき火等の取扱いについて指導します。また，種々のイベント等において，一般市民に対 し林野火災予防の意識の啓発を図ります。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
日光市火入れに関する条例（平成18年3月20日条例第227号）に基づいて実施することとしま す。

5 その他必要な事項
（1）病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分該当無し
（2）その他
森林レクリエーション等による入山者の多い森林を対象に，山火事の被害が多発する危険性の高い時期を中心として，パトロールの実施等，予防活動を行います。


スギ人工林における獣害防除対策の例

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域
該当無し

2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法該当無し

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備該当無し

4 その他必要な事項
該当無し


日光市有林から伐採された「日光の木」

## V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項
（1）路網の整備の状況とその他の地域の実績からみて造林，保育，伐採及び木材の搬出を一体と して効率的に行らことができると認められる区域森林法施行規則第33条第1号口の規定による区域について，【別表7】のとおり定めるものとします。
（2）森林経営計画を作成するに当たり，次の事項について適切に計画することとします。
ア II の第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
ウ II の第 5 の 3 の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第 6 の 3 の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
エ IIIの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

なお，経営管理実施権が設定された森林については，経営管理実施権配分計画が公告された後，当該森林の経営管理者は森林経営計画の作成に努め，適切な施業の確保を図るものとします。

2 生活環境の整備に関する事項
里山林や都市近郊林が人々に継続的に利用され維持管理されるよう，森林所有者と都市や地域 の住民の連携及び協力の下で，整備及び保全活動と利用活動を一体的に推進できる条件を整備し ます。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
多様かつ増大する木材需要に対し安定供給を図り，併せて森林資源の循環利用及び人工針葉樹林 のいびつな齢級構成を平準化するため，皆伐施業の導入を推進し，持続可能な林業経営及び林業•木材産業の成長産業化の実現を図ります。また，地域材の積極的な活用を目指して「地材地消」の取り組みを推進します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項
市街地周辺の森林の整備により，市民の憩いの場の提供と森林の機能の学習の機会を提供し，森林施業への理解と施業の実施を推進するものとします。

5 住民参加による森林の整備に関する事項
（1）地域住民参加による取り組みに関する事項
市内の小中学生をはじめとした青少年に対して，自然の大切さとふるさとへの愛着を育むた め，様々な市民参加型のプログラムの中に森林•林業体験のプログラムを組み込み，森林づくり への直接参加を推進します。
（2）上下流連携による取り組みに関する事項
本市の森林は，下流域住民の重要な水源としての役割を果たしており，鬼怒川流域森林•林業活性化センター等を通じ流域住民•団体に対し水源林造成等の活動育成への取り組みを働きか け，上下流で連携した森林整備を推進するものとします。
（3）その他
森林•林業技術の普及啓発及び向上を図るため，国や県，森林組合等の林業事業体等との情報•意見交換及び現地検討会等の開催を推進していきます。

6 その他必要な事項
（1）市有林の整備に関する事項
本市は1，030haの森林を所有しており，人工林については，保育•間伐等の森林整備の適正な管理に努めるものとします。

また，経済林としての整備だけではなく，住民の想いの場として利活用できる森林整備に努め ることとします。
（2）施業の制限に関する事項
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施すべきものとします。
（3）その他
（1）森林の公益的機能を高度に発揮させるため，保安林制度を広く周知し，保安林指定を推進す るものとします。
（2）合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 2 8 年法律第48号）に基づき，木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進します。

③ 太陽光発電施設の設置に当たっては，小規模な林地開発での土砂流出の発生割合が高いこ と，太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等 の特殊性を踏まえ，適切な防災施設の設置等の開発行為の許可基準の適正な運用を行うととも に，地域住民の理解促進に配慮することとします。
（4）盛土等に伴う災害を防止するため，宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 19 1 号）の制度の厳正な運用に努めることとします。

【別表1】公益的機能別施業森林の区域

| 区 分 |  | 森林の区域 |  | 面積 <br> （ha） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 旧町村等 | 林班等 |  |
| 水源の涵養の機能の維持増進を図る ための森林施業を推進すべき森林 |  | 日光市合計 | 市内全域 | 41，903 |
| 土地に関する災害の防止及 び土壌の保全 の機能，快適 な環境の形成 の機能又は保健文化機能の維持増進を図 るための森林施業を推進す べき森林 | 土地に関する災害の防止及び土壌の保全 の機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林 | 日光市合計 |  | 4，626 |
|  |  | 日光 | 1，18－20，24，25，27 | 852 |
|  |  | 小来川 | 1，2，59，71，80，82－84，89 | 455 |
|  |  | 今市 | 19，22，23，25，27 | 756 |
|  |  | 落合 | 28，35 | 91 |
|  |  | 豊岡 | 33 | 194 |
|  |  | 大沢 | 該当無し | 0 |
|  |  | 篠井 | 該当無し | 0 |
|  |  | 足尾 | 2－4，6－9，11，12，15－24 | 2，063 |
|  |  | 栗山 | 該当無し | 0 |
|  |  | 藤原 | 該当無し | 0 |
|  |  | 三依 | 7－9 | 216 |
|  | 快適な環境の形成の機能の維持増進を図 るための森林施業を推進すべき森林 | 日光市合計 | 該当無し | 0 |
|  | 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 日光市合計 |  | 8，874 |
|  |  | 日光 | 26，31，35，36，43－64 | 4，743 |
|  |  | 小来川 | 該当無し | 0 |
|  |  | 今市 | 該当無し | 0 |
|  |  | 落合 | 該当無し | 0 |
|  |  | 豊岡 | 該当無し | 0 |
|  |  | 大沢 | 該当無し | 0 |
|  |  | 篠井 | 該当無し | 0 |
|  |  | 足尾 | 5 | 69 |
|  |  | 栗山 | 1－12，25－27，31，32 | 3，319 |
|  |  | 藤原 | 5－7 | 292 |
|  |  | 三依 | 10－12 | 451 |

（注）
ア）分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については，上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとします。
イ）コナラ・クヌギ等，ぼう芽による更新を行う広葉樹林については，上記公益的機能別施業森林 の区域から除くものとします。

| 区 分 | 森林の区域 |  | 面積 （ha） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 旧町村等 | 林班等 |  |
| 木材の生産機能の維持増進を図るた めの森林施業を推進すべき森林 | 日光市合計 |  | 34，690 |
|  | 日光 | 1－25，27－35，37－42，50，51，53 | 5，617 |
|  | 小来川 | 全域 | 4，693 |
|  | 今市 | 1－25，27 | 2，266 |
|  | 落合 | 全域 | 3，053 |
|  | 豊岡 | 全域 | 3，534 |
|  | 大沢 | 全域 | 1，760 |
|  | 篠井 | 全域 | 633 |
|  | 足尾 | 1－4，6，12－22，25 | 1，504 |
|  | 栗山 | 1，4，13－47 | 8，971 |
|  | 藤原 | 1－9，11－14 | 1，254 |
|  | 三依 | 全域 | 1，405 |

【別表 2】公益的機能別施業森林における森林施業の方法

| 区 分 | 施業の方法 |  | 森林の区域 |  | $\begin{gathered} \text { 面積 } \\ \text { (ha) } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 旧町村等 | 林班等 |  |
| 水源の涵養の機能 の維持増進を図る ための森林施業を推進すべき森林 | $\begin{aligned} & \text { 伐期の延 } \\ & \text { - } \end{aligned}$ | 鹿を推進す | 日光市合計 | 市内全域 | 41，903 |
| 土地に関する災害 の防止及び土壌の保全の機能，快適 な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図 るための森林施業 を推進すべき森林 | 長伐期施業を推進す べき森林 |  | 日光市合計 |  | 3，815 |
|  |  |  | 日光 | 1，18－20，24，25，27 | 852 |
|  |  |  | 小来川 | 1，2，59，71，80，82－84，89 | 455 |
|  |  |  | 今市 | 19，22，23，25，27 | 756 |
|  |  |  | 落合 | 28，35 | 91 |
|  |  |  | 豊岡 | 33, | 194 |
|  |  |  | 大沢 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 篠井 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 足尾 | 2－4，6，12，15－22 | 1，252 |
|  |  |  | 栗山 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 藤原 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 三依 | 7－9 | 216 |
|  | 複層林施業を推進 すべき森林 | $\begin{aligned} & \text { 複層林施業 } \\ & \text { を推進すへ } \\ & \text { き森 } \\ & \text { (択伐によな } \\ & \text { るもを除 } \\ & \text { () } \end{aligned}$ | 日光市合計 |  | 4，378 |
|  |  |  | 日光 | 31，35，36 | 1，027 |
|  |  |  | 小来川 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 今市 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 落合 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 豊岡 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 大沢 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 篠井 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 足尾 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 栗山 | 1，4－8，11，25－27，31，32，42 | 2，608 |
|  |  |  | 藤原 | 5－7 | 292 |
|  |  |  | 三依 | 10－12 | 451 |
|  |  | 択伐による複層林施業 を推進すべ き森林 | 日光市合計 |  | 5，357 |
|  |  |  | 日光 | 26，43－64 | 3，716 |
|  |  |  | 小来川 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 今市 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 落合 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 豊岡 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 大沢 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 篠井 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 足尾 | 5，7－9，11，23，24 | 880 |
|  |  |  | 栗山 | 1，2，9，10，12 | 761 |
|  |  |  | 藤原 | 該当無し | 0 |
|  |  |  | 三依 | 該当無し | 0 |
|  | $\begin{aligned} & \text { 特定広葉樹の育成を } \\ & \text { 行う森椸業を推進 } \\ & \text { すべき森林 } \end{aligned}$ |  | 日光市合計 | 該当無し | 0 |

（注）ア）分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については，上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとします。
ィ）コナラ・クヌギ等，ぼう芽による更新を行う広葉樹林については，上記公益的機能別施業森林 の区域から除くものとします。

| 【別表3】 特に効率的な施業が可能な森林の区域 |  |  |
| :---: | :---: | ---: |
| 旧町村 | 林 | 区域面積 $(\mathrm{ha)}$ |
| 日光 | $2-17,21-23,28-30,32-34,37-42$ | 4,005 |
| 小来川 | $2-17,21-23,26,28-89$ | 4,388 |
| 今市 | $1-18,20,21,24$ | 1,511 |
| 豊岡 | $1-32,34-49$ | 3,327 |
| 落合 | $1-27,29-34,36-66$ | 2,962 |
| 大沢 | $1 イ-30$ | 1,760 |
| 篠井 | $1-15$ | 633 |
| 足尾 | $1,13,14,25$ | 770 |
| 藤原 | $1-4,8,9,11-14$ | 962 |
| 三依 | $1-6$ | 736 |
| 栗山 | $13-24,28-30,33-47$ | 7,921 |
| 合計 |  | 28,975 |

【別表4】計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

| 路網整備等推進区域 | 面積 | 開設予定路線 | 開設予定延長 | 対図 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 旧町村 林班 | （ha） |  | （m） | 番号 |  |
| 小来川 76 | 42 | 鶏鳴線 | 1，000 | 1 |  |
| 小来川 79～84 | 353 | 小来川東南線 | 2，000 | 2 |  |
| 栗山 33 | 518 | クズウ沢線 | 1，000 | 3 |  |
| 栗山 36 | 419 | 木ノ沢線 | 1，500 | 4 |  |
| 足尾 21，22 | 199 | 原向線 | 1，200 | 5 |  |
| 合 計 | 1，531 |  | 6，700 |  |  |

【別表5】基幹路綱の整備計画

| 開設拡張 | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 延長 | 利用区域面積 | 前半5力年 <br> の計画箇所 | 対図番号 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 開 } \\ & \text { 設 } \end{aligned}$ | 自 <br> 動 <br> 車 <br> 道 |  | 小来川 | 鶏鳴線 | 1，000 m | 171 ha |  | 1 |  |
|  |  |  | 小来川 | 小来川東南線 | 2，000 m | 123 ha |  | 2 |  |
|  |  | 林業專用道 | 栗山 | クズウ沢線 | 1，000 m | 150 ha | $\bigcirc$ | 3 |  |
|  |  | 林業專用道 | 栗山 | 木ノ沢線 | 1，500 m | 420 ha | $\bigcirc$ | 4 |  |
|  |  | 林業專用道 | 足尾 | 原向線 | 1，200 m | 480 ha | $\bigcirc$ | 5 |  |
|  |  |  |  | 計 | 6，700 m | 1，344 ha | $3,700 \mathrm{~m}$ |  |  |

注
1 区分欄には林業専用道の開設の場合その旨記載しています。
2 利用区域の面積は，当該開設路線の利用対象となる地域の数量です。

| $\begin{aligned} & \hline \text { 開設 } \\ & \text { 拡張 } \end{aligned}$ | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 延長 | 箇所 |  | 前半5力年 の計画箇所 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 拡 } \\ & \text { 張 } \\ & \overparen{\text { 改 }} \\ & \text { 良 } \end{aligned}$ | 自 <br> 動 <br> 車 <br> 道 |  |  | 河原小屋三の宿線 | 250 m | 3 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 河原小屋三の宿線 | 300 m | 3 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 表男体線 | 50 m | 1 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 赤井原線 | 200 m | 4 | 䉪所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 赤井原線 | 500 m | 5 | 䉪所 |  |  |
|  |  |  |  | 太田沢線 | 200 m | 2 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 御堂山線 | 200 m | 2 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 菅沢線 | 100 m | 1 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 六郎沢線 | 100 m | 1 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 流渡戸線 | 100 m | 1 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 滝ヶ谷線 | 100 m | 1 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 篭滝線 | 100 m | 1 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 大平線 | 100 m | 1 | 笽所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 柏木線 | 100 m | 1 | 䉪所 |  |  |
|  |  |  |  | 鶏鳴線 | 200 m | 2 | 笽所 |  |  |
|  |  |  |  | 裏男体線 | 250 m | 4 | 綯所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 裏男体線 | 300 m | 6 | 綯所 |  |  |
|  |  |  |  | 尻無線 | 200 m | 2 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 西沢線 | $1,000 \mathrm{~m}$ | 8 | 䉪所 |  |  |
|  |  |  |  | 表霧降線 | 200 m | 3 | 䉪所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 平ヶ崎線 | 40 m | 1 | 䉥所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 鞍掛線 | 20 m | 4 | 䈯所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 小田小線 | 20 m | 1 | 䉪所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 古釜沢線 | 40 m | 2 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 小沢入線 | 170 m | 5 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 小和田線 | 100 m | 2 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 蛇野線 | 250 m | 2 | 䉪所 |  |  |
|  |  |  |  | 西沢小沢入線 | 300 m | 3 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 西沢小沢入線 | 600 m | 12 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 下小倉線 | 200 m | 2 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 羽根久大王線 | 30 m | 2 | 䉪所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 打越沢線 | 200 m | 2 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 前沢稲ヶ沢線 | 500 m | 5 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 前沢稲ヶ沢線 | 2，500 m | 25 | 笽所 |  |  |
|  |  |  |  | 湯西川前沢線 | 400 m | 4 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 湯西川前沢線 | 500 m | 5 | 䉪所 |  |  |
|  |  |  |  | 長沢線 | 1，000 m | 10 | 笽所 |  |  |
|  |  |  |  | 安ヶ森線 | 500 m | 5 | 䉥所 | $\bigcirc$ |  |


| $\begin{aligned} & \text { 開設 } \\ & \text { 拡張 } \end{aligned}$ | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 延長 | 箇所 |  | 前半5力年 の計画箇所 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 拡 <br> 張 <br> 改 <br> 良 | 自 <br> 動 <br> 車 <br> 道 |  |  | アサズマ沢線 | 500 m | 5 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 藤花沢線 | 50 m | 1 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 野尻沢線 | 200 m | 2 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 三河沢線 | 400 m | 6 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | ヌーグラ沢線 | 200 m | 4 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 木ノ沢線 | 300 m | 3 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 上ッ原線 | 200 m | 2 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 奥鬼怒線 | $2,110 \mathrm{~m}$ | 31 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 奥鬼怒線 | 980 m | 20 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 奥田堀線 | 100 m | 3 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 西前高原線 | 300 m | 3 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 西前高原線 | 300 m | 3 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 平沢芹沢線 | $3,000 \mathrm{~m}$ | 10 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 舟石線 | 700 m | 7 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 原向線 | 500 m | 4 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 塩坪口線 | 20 m | 1 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 宇都保線 | 10 m | 1 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 梄平線 | 20 m | 3 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 西川•葛老線 | 10 m | 1 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 木戸沢線 | 10 m | 1 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | クズウ沢線 | 20 m | 1 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 打越線 | 30 m | 2 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 向山線 | 200 m | 4 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 大鹿入線 | 300 m | 2 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | コーズリ沢線 | 100 m | 3 | 箇所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 大屈沢線 | 400 m | 1 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 白滝線 | 150 m | 1 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 天狗沢線 | 500 m | 2 | 簀所 | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 大桑線 | 50 m | 1 | 箇所 |  |  |
|  |  |  |  | 計 | 23，580 m | 272 | 箇所 | 12，550 m |  |

注 1 区分欄には林業専用道の拡張（改良）の場合その旨記載しています。

| ${ }_{\text {拡钘設 }}$ | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 延長 | 前半5力年 <br> の計画箇所 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 拡 <br> 張 <br> － <br> 舗 <br> 装 | 自 <br> 動 <br> 車 <br> 道 |  |  | 赤井原線 | 1，000 m |  |  |
|  |  |  |  | 表男体線 | 150 m |  |  |
|  |  |  |  | 西沢小沢入線 | 300 m | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 小沢入線 | $2,900 \mathrm{~m}$ | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 長沢線 | 330 m |  |  |
|  |  |  |  | 野尻沢線 | 500 m | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 湯西川前沢線 | $7,500 \mathrm{~m}$ |  |  |
|  |  |  |  | 中居線 | $1,500 \mathrm{~m}$ |  |  |
|  |  |  |  | 奥鬼怒線 | 2，000 m |  |  |
|  |  |  |  | 西前高原線 | 500 m | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  |  | 前沢稲ヶ沢線 | 700 m |  |  |
|  |  |  |  | 裏男体線 | 400 m |  |  |
|  |  |  |  | 計 | 17，780 m | 4，200 m |  |

注 1 区分欄には林業専用道の拡張（舗装）開設の場合その旨記載しています。

【別表6】鳥獣害防止区域

| 対象鳥獣 | 森林の区域 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 旧町村等 | 林班等 | 面積（ha） |
| シカ | 日光 | 1－64 | 9，710 |
|  | 小来川 | 1－89 | 4，786 |
|  | 今市 | 1－6，8，10－27 | 2，399 |
|  | 落合 | 1－3，5－38，57，64 | 2，197 |
|  | 豊岡 | 1－41，43－50 | 3，469 |
|  | 大沢 | 1，2，3 | 201 |
|  | 篠井 | 該当無し | 0 |
|  | 足尾 | 1－26 | 2，677 |
|  | 栗山 | 1－4，6－8，10－24，26－47 | 12，817 |
|  | 藤原 | 1－14 | 1，438 |
|  | 三依 | 1－12 | 1，749 |
|  |  | 合計 | 41，442 |
| クマ | 日光 | 1－10，12－36，38－64 | 9，567 |
|  | 小来川 | 1－89 | 4，786 |
|  | 今市 | 1，14－27 | 1，698 |
|  | 落合 | 11－29 | 1，257 |
|  | 豊岡 | 4－41 | 2，817 |
|  | 大沢 | 該当無し | 0 |
|  | 篠井 | 該当無し | 0 |
|  | 足尾 | 1－26 | 2，677 |
|  | 栗山 | 10－24，26－41，43－47 | 11，397 |
|  | 藤原 | 1－6，8－14 | 1，396 |
|  | 三依 | 1－12 | 1，749 |
|  |  | 合計 | 37，344 |

【別表7】路網の整備の状況とその他の地域の実績からみて造林，保育，伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

| 旧町村 | 番号 | 区域名 | 林 班 | 区域面積（ha） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 日光 | （1） | 山久保 | $1 \sim 9$ 林班 | 843 |
|  | （2） | 和泉野口 | $10 \sim 11$ 林班 | 258 |
|  | （3） | 七里 | $12 \sim 16$ 林班 | 684 |
|  | （4） | 旧日光 | $17 \sim 20$ 林班 | 601 |
|  | （5） | 細尾 | $21 \sim 27$ 林班 | 796 |
|  | （6） | 丹勢 | $28 \sim 32$ 林班 | 770 |
|  | （7） | 霧降 | 33～34－ 36 林班 | 1，310 |
|  | （8） | 所野 | $37 \sim 42$ 林班 | 714 |
|  | （9） | 男体山 | 45～53•55•57•58•60 林班 | 2，137 |
| 小来川 | （1） | 小来川南（1） | $1 \sim 4$ 林班 | 185 |
|  | （2） | 小来川西（1） | $5 \sim 17$ 林班 | 554 |
|  | （3） | 小来川西（2） | $18 \sim 31$ 林班 | 690 |
|  | （4） | 小来川西（3） | $32 \sim 54$ 林班 | 1，134 |
|  | （5） | 小来川西（4） | $55 \sim 59$ 林班 | 221 |
|  | （6） | 小来川東（1） | 60•61•78～84 林班 | 501 |
|  | （7） | 小来川東（2） | $62 \sim 77$ 林班 | 1，162 |
|  | （8） | 小来川南（2） | $85 \sim 89$ 林班 | 312 |
| 今市 | （1） | 室瀬千本木 | $1 \sim 5$ 林班 | 420 |
|  | （2） | 土沢吉沢 | $6 \sim 9$ 林班 | 182 |
|  | （3） | 瀬尾（1） | $10 \sim 15$ 林班 | 425 |
|  | （4） | 瀬尾（2） | $16 \sim 18$ 林班 | 262 |
|  | （5） | 瀬尾（3） | $23 \sim 25 \cdot 27$ 林班 | 860 |
| 豊岡 | （1） | 大桑倉ヶ崎 | $1 \sim 4 \cdot 43$ 林班 | 280 |
|  | （2） | 小百 | 5～13林班／今市19～22林班 | 882 |
|  | （3） | 小沢入 | 14～27林班／今市 26 林班 | 1，007 |
|  | （4） | 佐下部 | $28 \sim 42$ 林班 | 1，246 |
|  | （5） | 豊岡東 | $44 \sim 49$ 林班 | 488 |
| 落合 | （1） | 小倉 | $1 \sim 4$ 林班 | 206 |
|  | （2） | 明神小代 | $5 \sim 9 \cdot 33 \sim 37$ 林班 | 401 |
|  | （3） | 長畑（1） | $10 \sim 22$ 林班 | 806 |
|  | （4） | 長畑（2） | $23 \sim 32$ 林班 | 657 |
|  | （5） | 板橋 | $38 \sim 49$ 林班 | 361 |
|  | （6） | 手岡岩崎 | $50 \sim 66$ 林班 | 644 |


| 大沢 | （1） | 大沢北 | 1イ～3 林班 | 188 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （2） | 大室 | $4 \sim 6$ 林班 | 249 |
|  | （3） | 薄井沢 | $7 \sim 11$ 林班 | 304 |
|  | （4） | 根室山口 | $12 \sim 15$ 林班 | 287 |
|  | （5） | 上猪倉 | $16 \sim 24$ 林班 | 391 |
|  | （6） | 下猪倉 | $25 \sim 30$ 林班 | 341 |
| 篠井 | （1） | 篠井西 | $1 \sim 11$ 林班 | 351 |
|  | （2） | 篠井東 | $12 \sim 15$ 林班 | 281 |
| 足尾 | （1） | 足尾 | $1 \sim 25$ 林班 | 2，675 |
| 藤原 | （1） | 小佐越 | $1 \sim 3$ 林班 | 461 |
|  | （2） | 滝 | $4 \sim 6$ 林班 | 371 |
|  | （3） | 藤原 | $7 \sim 11$ 林班 | 316 |
|  | （4） | 大原 | $12 \sim 14$ 林班 | 295 |
| 三依 | （1） | 三依 | 1～7－ 9 • 10 林班 | 1，243 |
| 栗山 | （1） | 上栗山 | $13 \sim 15$ 林班 | 433 |
|  | （2） | 栗山 | $16 \sim 24$ 林班 | 943 |
|  | （3） | 西川 | $25 \cdot 42 \sim 47$ 林班 | 1，536 |
|  | （4） | 湯西川（1） | $26 \sim 32$ 林班 | 3，081 |
|  | （5） | 三河沢 | $33 \sim 35$ 林班 | 1，856 |
|  | （6） | 湯西川（2） | $36 \sim 41$ 林班 | 3，154 |
| 合計 |  |  |  | 40，754 |

